

食品等の違反の過去情報

公表年月日	違反品名	違反の理由	違反の内容	施設所在地	措置状況	備考
令和7年 9月10日	豆類の粉 (URAD DAL FLOUR)	食品衛生法第6条 第2号違反	総アフラトキシンを30μg/kg検出（アフラトキシンを含有する食品の取扱いについて（平成23年3月31日食安発0331第5号）において、総アフラトキシンを10μg/kgを超えて検出する食品は、食品衛生法第6条第2号に違反するものとして取り扱うこととされている）	池田市	輸入者に対し販売禁止命令	国のモニタリング検査により発見 （原産国：インド）
令和6年 10月15日	えび	食品衛生法第13条 第2項違反	ピロ亜硫酸ナトリウム（添加物）を使用し、二酸化硫黄として、0.24g/kgが残存（使用基準：ピロ亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、えびのむき身の1kgにつき0.10g以上残存しないように使用しなければならない）	茨木市	加工者に対して販売しないことを指導	年間検査計画による収去検査により発見